

平成28年度 第2回 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会 議事録

- 日 時 平成28年11月16日（水）午後7時00分～午後9時00分
 - 場 所 宇都宮市役所14D会議室（14階）
 - 出席者
 - [委 員] 福田委員，唐木委員，三條委員，塩澤委員，東原委員，浜野委員，赤沼委員，岩戸委員，大森委員，依田委員，渡邊委員
 - [欠 席] 大山委員，山口委員，横松委員，松本委員
 - [事務局] 高齢福祉課長，高齢福祉課課長補佐，高齢福祉課企画グループ係長，相談支援グループ係長，福祉サービスグループ係長，介護サービスグループ係長，認定審査グループ総括，介護保険料グループ係長，高齢福祉課職員5名
- 宇都宮市社会福祉協議会福祉事業担当参事

- 公開・非公開の別 公開

- 傍聴者 1名

- 会議経過

1 開会

2 議事

(1) 協議事項

- ・ 「介護予防・日常生活支援総合事業」における「協議体と生活支援コーディネーター」について

(2) 報告事項

- ・ 本市における「介護予防・日常生活支援総合事業」の実施内容について

3 その他

《発言要旨》

2 議事

(1) 協議事項「介護予防・日常生活支援総合事業」における「協議体と生活支援コーディネーター」について

- 福田委員 第1層の生活支援コーディネーターは行政が多いという説明だが、実際に地域で活動されている方の中から、第2層、第1層と積み上げて配置することが望ましいと考える。他の中核市では社会福祉協議会が多くなっているが、それでは何が課題なのかを把握しにくい。第1層の生活支援コーディネーターは「行政」、第2層の生活支援コーディネーターは「地域で活動されている方」が最適と考える。
- 三條委員 第1層の生活支援コーディネーターについては、まちづくりの視点からも考える必要があることから、関係課と連携できる「行政」が担い、横のつながりを作っていただきたい。
- 塩澤委員 第1層の生活支援コーディネーターについては、自治体によって選出方法が異なる。行政主導により、まちづくりと地域包括ケアシステムを併せた推進課を設置しているところもあれば、第2層の生活支援コーディネーターの中でもリーダー的な方を選出しているところもある。本市においては、第2層の熟成度や行政の整備の度合い等を勘案して選んでいくのが良いと思う。生活支援コーディネーターに求められている役割と機能にふさわしい選出をしていくべきだと考える。
- 福田委員 塩澤委員に同感だが、行政だけではなく、第2層から第1層へと地域で活動される方を積み上げる形もどちらもあってよいと考える。1名配置が多いが、行政側と地域側の2名体制でも良いと思う。
- 浜野委員 本市は、生活支援コーディネーターを一過性のものとするのか、まちづくりと関連させながら継続性を持たせていくのか、考えが聞きたい。
- 岩戸委員 第1層の生活支援コーディネーターは「行政」となっているが、第2層の生活支援コーディネーターは、まちづくり、民生委員、社会福祉審議会、自治会等の連携も必要であるため、地域包括支援センターとペアで配置するのはどうか。配置人数は本市独自で良いが、どのように継続性を持たせていくかを考える必要がある。

依田委員	横断的に進めないという意味がない。地域包括支援センターが適しているという意見も上がっているが、実際には人力的・予算的に難しいと思う。行政が横断的・総合的に行う方が結果は出やすい。まちづくりは複数課の連携が必要であり、ワンストップでできるものが必要である。
渡邊委員	将来的には、高齢者だけでなく乳幼児から障がい者まで、まちの暮らし全体を考えると、縦割りではなく、横の連携を取ることが効率的・効果的であると考えている。生活支援コーディネーターの検討も、将来ビジョンがどこにあるのかが明確になると、横断的な検討もできる。
塩澤委員	先行している自治体を見ると、第1層と第2層の生活支援コーディネーターが行政と一緒にあってビジョンを策定しているところが多い。生活支援コーディネーターと行政がともに地域カルテを作り、分析し、サービス・資源を把握する。将来のビジョンを策定していくために、生活支援コーディネーターを選出することが大切である。また、第1層の生活支援コーディネーターには専門性と専従性が求められ、施策提言等、ビジョンを策定する上では横断的にならざるを得ない。
渡邊委員	塩澤委員に同感である。生活支援コーディネーターは現場で精通している人が適すると考えていたが、専門的知識や全体的なことが分かる方でないといけないのか。
塩澤委員	規模にもよるが、本市の25圏域は、周囲の市町の規模とほぼ同等であり、この規模であれば第2層の生活支援コーディネーターでも良いと思う。本市全体では、もう少し大きなレベルで考えなければならないと思う。
渡邊委員	第1層の生活支援コーディネーターは政策提言までするのか。
塩澤委員	そうなるものとする。
依田委員	では、行政の知識や介護・福祉の知識といった両方のスキルが必要か。
塩澤委員	第1層の生活支援コーディネーターには、医療や介護、まちづくりのコーディネーション等、調整能力が求められると考える。また、第1層の生活支援コーディネーターの配置については、第2層の生活支援コーディネーターの配置次第とも考えられる。

- 依田委員 第2層の生活支援コーディネーターを25名集めるよりも、しっかりした第1層の生活支援コーディネーターを1人配置した方が、うまく機能するのではないか。
- 塩澤委員 首都圏の小さな市町村では、まず行政側が旗振りをし、第2層の生活支援コーディネーターを育てていくところもある。第2層の生活支援コーディネーターを複数化しているところは工夫が見られる。地域包括支援センターでは地域全体を作っていくことはあまり得意ではないため、地域資源開発が得意な社会福祉協議会と個別支援や地域の実情の把握が得意な地域包括支援センターをセットにして動かしていくことで横断的になると考える。
- 依田委員 塩澤委員に同感である。なるべく早い時期に、一定スキルを持った人を研修等で育て、第2層の生活支援コーディネーターを養成すべきである。
- 塩澤委員 本市の生活支援コーディネーターについて、養成の進め方は重要であるが、事業開始当初は配置せず、次年度より配置していくということになっている。
- 赤沼委員 平成29年4月の総合事業開始にあたり、生活支援コーディネーター不在の中、どう地域をコーディネートしていくのか。本市としてどのような青写真を持っているのかを示してもらう必要がある。
- 依田委員 生活支援コーディネーターの休日等の課題が出てくると考えるので1名体制では厳しく、2人以上は必要だと思う。
- 福田委員 謝金等の費用や勤務体系等についても課題がある。
- 塩澤委員 生活支援コーディネーターについては、しっかりと議論していくことが重要と考える。
- 事務局 本市の「生活支援コーディネーター」については、機械的な配置ではうまく機能しないことも想定されるため、本日、いただいた意見も踏まえ、より実行性のある生活支援コーディネーターのあり方を考える。今後は、本市としての具体案を提示しながら、御意見を伺っていきたい。

大森委員 生活支援コーディネーターは地域のニーズと資源の把握や、地域のネットワークの構築等、総合事業だけではなく、今後の「地域包括ケアシステム」の構築に向けても重要な役割を担うものである。本日の意見を参考に、「まちづくり」の視点から生活支援や介護予防の取組を進めるためにも、第1層、第2層の生活支援コーディネーターの検討を進め、早期の配置と育成に取り組むよう事務局に求める。

(2) 報告事項 本市における「介護予防・日常生活支援総合事業」について

依田委員 総合事業は行政側である程度事前に決まっていることから、いわゆる青写真はここにあると思う。この分科会では、生活支援コーディネーターの配置人数等の細かい部分を含め、検討していただくだけで良いのか。

事務局 総合事業については、前回の意見を踏まえ整理しているところであるが、実際に事業を運営する中で必要に応じ修正・整理していくことも当然ある。なお、市町村の裁量や考え方を生かせる部分が「協議体」や「生活支援コーディネーター」であり、これらが上手く機能することにより総合事業全体、ひいては地域包括ケアシステムの構築にも繋がってくる。このため、現段階では「協議体」とこれを動かす「生活支援コーディネーター」について御意見をいただいている。

福田委員 今回、総合事業の内容が提示されている、これに関して意見を述べることは可能と考えている。例えば、国のガイドラインに示される「基本チェックリスト」の25の質問項目について、25項目では足りないのではないかと思うが、我々がそういう意見を出しどこまで反映できるかというところではないか。

依田委員 平成29年4月から事業が始まる中、「生活支援コーディネーター」の選定のほか、決めなければならないことは何かというタイムスケジュールを示す必要がある。

塩澤委員 本来であれば、協議体の前に生活支援コーディネーターのビジョンを作って、それを検討する期間が必要と考えるが、総合事業は平成29年4月から開始すると、その後のビジョンの設定は生活支援コーディネーター達の作業になると思う。これは現行の制度をいかに総合事業に移行させていくかの話であり、そのためには、基準緩和型サービス【A型】や住民主多

型サービス【B型】などの事業が出来ているのかいないのかを知らなくてはいけない。変化がないという意見もあるが、既存の福祉サービスが基準緩和型サービス【A型】に移行した場合、内容は異なってくるため、事業者として利用者へ説明する時間も必要になる。

三條委員 複数の事業を行っている事業者は良いが、事業数が少ないところは金額が下がったらやっていけないところもある。サービスの供給量が下がった場合に、利用者をどう受け入れていくかという課題もある。

福田委員 「総合事業」に関して質問がある。まず、基本チェックリストの手続きについて、国のガイドラインより、基本チェックリストは25項目ということだが、項目を増やさなければ利用者が必要とするものを探っていけないと思う。基本チェックリストの結果、介護が必要になったときには認定申請に移行するのかを確認したい。次に、基準緩和型サービス【A型】について、サービスの供給量が不足した場合、サービスを受けられない者について、本市はどう対応するのか、サービスの担い手を養成する一定の研修について、要件を厳しくしてしまうと、参入を考えている方々のハードルが高くなってしまうと思うが、どの程度の研修を行うのかを教えてください。また、住民主体型【B型】では、どのような団体の参入を想定しているのかもあわせて伺いたい。

事務局 「基本チェックリスト」については、平成18年度の地域支援事業創設時から、全国において、認知機能や口腔機能、本人の身体状況等、データで突合できる尺度として使用されてきたものであり、また、総合事業開始後、実際に高齢者等が窓口で記入することを想定した場合、これまで同様とすることが適当と整理している。しかしながら、今後、事業を運用していく中で他中核市の先行事例等と参考に、場合によっては検討することも必要と考える。基準緩和型サービス【A型】について、本市では、従来の福祉サービスと同一水準のサービスを提供できるようにするという考えの下、高齢者の増加によりサービスの需要が増加することも想定し、例えば、軽微な家事援助等については、シルバー人材センター等による一定の研修を受講した方に参画していただき、サービスの担い手になっていただくことを想定している。なお、一定の研修については、旧制度の訪問介護員3級程度を考えており、より多くの方に参画いただけるよう研修時間や内容についても整理し、専門職ではなく、元気な高齢者等にも研修を受けていただけるよう、基準緩和型サービス【A型】の裾野が広がるような仕

組としていきたい。また、住民主体型サービス【B型】への参入団体については、地域の協力者によって提供された「居場所」を中心に高齢者等が気軽に集い、様々な相談ができる地域の居場所を運営している団体が市内にあるため、そちらに働きかけるほか、訪問支援型については、すでに会員同士での助け合い活動を行っている団体などの参加を想定している。

福田委員 住民主体型サービス【B型】について、他の自治体では参入時に準備金を用意する自治体もあるようだが、本市ではどうか。

事務局 住民主体型サービス【B型】については、本市のまちづくり等の補助金と重複することのないよう整理しているが、このうちには、開設準備資金や運営経費を補助の仕組みとして設定している。

福田委員 市民ニーズは想定外のものもあると考えられ、団体がサービスを提供する際にその人が暮らしに必要なものを提供し、そのサービス料をいただくというような組立をするようにしていくべきと思う。様々な条件の高齢者がいる中で、本市としてどう支えていくのか、それぞれを切り離さない制度にしていくべきと考える。

依田委員 この分科会はいつまで続けられるのか。総合事業の開始まで時間がない中で、今後の進め方を考える必要があるのではないか。

浜野委員 「総合事業」については、これまでも当分科会で議論してきた。次年度は、次期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定年度となる。本来なら第6期のときにやらなければならないことがようやく整ってきたところであり、来年はこの分科会で第7期のことをしっかりと議論しなければならないので、平成30年度以降の介護保険料や特別養護老人ホームはどのくらい必要か等について、この分科会が議論すべき重要な部分となってくる。

3 その他

大森委員 その他に何かあるか。

福田委員 次回の会議開催の予定はどのようになるのか、また、今後、「総合事業」の説明会を実施するとのことなので、資料を提供いただきたい。

事務局

本日、御意見いただいた「生活支援コーディネーター」について、次回の会議において、本市の考え方などをお示しできればと考えている。なお、会議日程については、会長と調整の上、連絡する。また、会議録を送付し、発言内容等を御確認いただくとともに、あわせて総合事業の説明会資料も提供させていただく。